

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札は、令和6年5月24日に入札公告を行った「地図情報システムへの入力データ編集作業請負契約」の再度公告です。

令和6年6月28日

支出負担行為担当官

熊本地方法務局長 林 健 児

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 地図情報システムへの入力データ編集作業請負契約
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件入札手続は、紙入札方式のほか、入札参加申請手続及び入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz>））により行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、D等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 応札者の条件等については、入札説明書及び仕様書による。

(5) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

なお、入札説明書記載の提出書類について、当局の審査に合格した者は、同資格を有する者であると認める。

3 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所等

(1) 場所

〒862-0971

熊本市中央区大江三丁目1番53号 熊本第二合同庁舎3階

熊本地方法務局会計課（担当 森田）

電話：096-364-2247

(2) 期間

本公告の日から令和6年7月8日（月）の午前8時30分から午後5時00分までの間、前記3(1)の交付場所で交付する（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

(3) 入札説明書の交付方法等

前記(1)の場所又は電子調達システムにおいて交付する。

郵送により入札説明書等の交付を受ける場合、あらかじめ申し出るとともに、郵便切手250円（普通郵便の場合）を添付した返信用封筒を前記(1)宛て送付すること。

4 入札に関する問合せ先

前記3(1)に同じ

5 入札説明会

前記3(2)の期間中、熊本地方法務局会計課において随時（休日は除く。）行う。

6 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時00分

(2) 提出場所

前記 3 (1) の場所又は電子調達システム

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子調達システムによる。ただし、郵送する場合は、書留郵便により、前記(1)の提出期限までに必着で送付すること。

7 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 1 6 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

熊本市中央区大江三丁目 1 番 5 3 号 熊本第二合同庁舎 3 階

熊本地方法務局専用第一会議室

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 7 9 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書に定める書類を令和 6 年 7 月 8 日 (月) 午後 5 時 0 0 分までに、前記 3 (1) の場所又は電子調達システムに提出しなければならない。

(7) 詳細は、入札説明書による。

以上